

青森県報

号外第二十二号

平成二十八年
三月二十三日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境保全課) …

告 示

環境影響評価に係る技術指針の改定… (環境保全課) …

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「(技術指針で定める標準項目(対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因についてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目をいう。以下同じ。))を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。))」を削る。

第十五条第四項中「(技術指針で定める標準項目を選定しなかった場合にあっては、

その理由を含む。))」を削る。

第六十三条の表第八条第四項の項を次のように改める。

第八条 第四項	条例第五条第 一項第四号	第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第 五条第一項第四号
------------	-----------------	--------------------------------------

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。))第八条及び第十五条(改正後の規則第三十九条第一項において準用する場合を含む。))の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に準備書の公告(青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第十六条の規定に基づく準備書の公告をいう。以下同じ。))を行う対象事業(同条例第二条第四項に規定する対象事業をいう。以下同じ。))について適用し、施行日前に準備書の公告を行った対象事業については、なお従前の例による。
- 施行日以後に準備書の公告を行う対象事業(施行日前に青森県環境影響評価条例第七条の規定に基づく方法書の公告を行ったものに限る。))に係る当該方法書については、改正後の規則第八条の規定に基づいて作成されたものとみなす。

告 示

青森県告示第二百十二号

青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第十一条第一項の規定により定めた環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針を次のとおり改定したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県環境影響評価技術指針

青森県環境影響評価技術指針（平成12年6月青森県告示第448号）の全部を改定する。

（趣旨）

第1条 この指針は、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針並びに事後調査に関する事項を定めるものとする。

（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

第2条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第9条までに定めるところによる。

（事業特性及び地域特性の把握）

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

- イ 対象事業の種類
- ロ 対象事業実施区域の位置
- ハ 対象事業の規模
- ニ 対象事業の内容
- ホ その他の事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況

(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8) その他の事項

2 前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 第1項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第4条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に当たっては、当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、別表第2においてその影響を受けるおそれのあるとされる環境要素の項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定する。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数がおおむね100ヘルツ以下の低周波音を含む。以下同じ。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) 風害

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）

- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ハ 土壌環境・その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）
- (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) 日照阻害
 - (5) 電波障害
 - (6) その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 陸生植物
- ロ 陸生動物
- ハ 水生生物
- ニ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 景観
- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- ハ 文化財等（文化財及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
- ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれのある物をいう。以下同じ。）
- 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量
- 4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
- 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 5 第1項の規定による項目の選定は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。
- 7 第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。
- （調査、予測及び評価の手法の選定）
- 第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条か

ら第9条までに定めるところにより選定して行うものとする。

- 一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法
 - 二 前条第3項第2号イ、ロ及びハに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 三 前条第3項第2号ニに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第3において「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物の種若しくは生態系との相互関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法
 - 四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 六 前条第3項第3号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 歴史的文化的遺産に関し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)により保護されている有形文化財、埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群並びに地域のシンボリックな樹木等これらに準ずるものの状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
 - 七 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
 - 八 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 放射線の量の変化を把握する手法
- 2 前項の規定による手法の選定は、第3条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した手法の見直しを行うものとする。
 - 4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。
(参考手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第3に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情

報等を踏まえ選定するものとする。

- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測手法を選定するものとする。
 - 一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - 三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - 四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測手法を選定するものとする。
 - 一 事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(調査の手法)

第7条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
 - 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
 - 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
 - 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう設定するとともに、年間を通じた調査に係

るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

- 4 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
- 6 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(予測の手法)

第8条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、第6条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）
 - 二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点
 - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。） 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯
- 2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。
 - 3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
 - 4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村により行われる環境の保全に関する

施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

- 5 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(評価の手法)

第9条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 調査及び予測の結果並びに第11条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境保全措置に関する指針)

第10条 対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第13条までに定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

第11条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること、及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

- 2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第12条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第13条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当

該環境保全措置の効果の不確実性の程度

- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
 - 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
 - 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

(事後調査)

第14条 次に掲げる場合は、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
 - 五 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合
 - 六 予測の結果が国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって定められた基準値又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合
- 2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 第1項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事後調査の結果の公表方法
 - 五 県、市町村その他の事業者以外の者(以下この号において「県等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該県等との協力又は当該県等への要請の方法及び内容
 - 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名(法人にあつてはその名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(その他)

第15条 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展及び事例の蓄積により、その妥当性

について検討し、必要な改定を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し、見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この技術指針は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条から第14条までの規定は、この技術指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に準備書の公告を行う対象事業について適用し、施行日前に準備書の公告を行った対象事業については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に準備書の公告を行う対象事業（施行日前に方法書の公告を行ったものに限る。）に係る当該方法書については、第3条から第9条までの規定に基づいて作成されたものとみなす。

- 備考 1 ○印は、影響要因の区分の各欄に掲げる影響要因が、対象事業の区分の各項に掲げる事業が一般的な内容によって実施された場合に生ずるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- (1) 道路の新設及び改築
- ・道路の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - ・工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を自動車が行く。
- (2) ダム、堰又は河川工事
- ダム
- ・転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等を行う。
 - ・ダムの堤体の材料となる原石等を採取する。
 - ・骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工所用資材、骨材等を運搬するための工用の道路を設置する。
 - ・ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する。
 - ・既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する。
 - ・ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
 - ・当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。
- 堰
- ・土砂等の掘削を行い堰を設置する。
 - ・土砂等の掘削を行い護岸を設置する。
 - ・土砂等の掘削及びしゅんせつを行う。
 - ・堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
 - ・当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。
- 湖沼水位調節施設
- ・盛土等を行い堤防を設置する。
 - ・土砂等の掘削を行い水門を設置する。
 - ・土砂等の掘削及びしゅんせつを行う。
 - ・堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在する。
 - ・水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供する。
- 放水路
- ・土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する。
 - ・土砂等の掘削を行い護岸を設置する。
 - ・盛土等を行い堤防を設置する。
 - ・堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。
 - ・当該放水路を洪水調節の用に供する。
- (3) 鉄道又は軌道の建設及び改良
- 鉄道
- ・鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - ・工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が行く。
- 軌道
- ・軌道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・軌道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ・必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - ・工事の完了後、当該事業の目的である軌道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が行く。
- (4) 飛行場及びその施設の設置及び変更
- ・車両により、資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。
 - ・工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。
- (5) 発電所の設置及び変更
- 水力発電所
- ・工所用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - ・建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。
 - ・造成工事及び施設の設置等として、作業杭、土捨て場、工用道路の関連工事を行う。

- ・地形改変後の土地及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有する。
- ・発電施設の供用及び貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。
- ・河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。
- 火力発電所
 - ・工用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
 - ・建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。
 - ・燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。
 - ・排水は、排水処理施設で処理した後に公共用水域に排水する。
 - ・温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。
 - ・機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。
 - ・資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
 - ・発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 地熱発電所
 - ・工用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、坑井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
 - ・地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
 - ・地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
 - ・排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
 - ・排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
 - ・発電設備から産業廃棄物が発生する。
- (6) 廃棄物処理施設の設置並びに構造及び規模の変更
 - 焼却施設
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された焼却施設その他の附帯設備を有する。
 - ・工事の完了後、廃棄物の焼却処理を行う。
 - ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
 - し尿処理施設
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設されたし尿処理施設その他の附帯設備を有する。
 - ・工事の完了後、し尿の処理を行う。
 - ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
 - PCB処理施設
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設されたPCB処理施設その他の附帯設備を有する。
 - ・工事の完了後、低濃度PCB廃棄物の焼却処理を行う。
 - ・車両により、処理を行う廃棄物の搬入及び発生する廃棄物等の搬出を行う。
 - 最終処分場
 - ・最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

- ・立地の形式は、陸上埋立とする。
 - ・準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。
 - ・工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。
 - ・埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
 - ・埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。
- (7) 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓
- ・道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。
 - ・建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。
- (8) 土地区画整理事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (9) 新住宅市街地開発事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (10) 工場又は事業場の用地の造成
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供される。
- (11) 新都市基盤整備事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (12) 流通業務団地造成事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、当該敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫、貯蔵庫等の立地の用に供される。
- (13) 宅地造成事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
- (14) 農用地造成事業
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・雨水等の排水を行う。
 - ・工事の完了後、敷地が農業の用に供される。
- (15) 工場又は事業場の設置並びに構造及び規模の変更
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された工場・事業場その他の附帯設備を有する。
 - ・工事の完了後、工場・事業場が稼働する。
 - ・車両により、原材料や製品の搬出入がある。

- (16) 畜産施設の設置並びに構造及び規模の変更
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された畜舎、家畜ふん尿処理施設その他の附帯設備を有する。
 - ・工事の完了後、畜産施設が稼働する。
 - ・車両により、飼料等の搬入や廃棄物等の搬出がある。
- (17) ゴルフ場又はレクリエーション施設等の設置並びに構造及び規模の変更
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、造成工事を行う。
 - ・工事の完了後、敷地がゴルフ場、スキー場、その他のレクリエーション施設等の立地の用に供される。
 - ・車両により、利用者等の通行がある。
- (18) 土石の採取
- ・土石の採取の方法は露天掘削とする。
 - ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、土石の採取の用に供する施設の建設工事を行う。
 - ・工事の完了後、土石の採取の用に供する施設が稼働する。
 - ・車両により、土石の搬出がある。
- (19) 建築物の新築
- ・車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ・建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - ・造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - ・地形改変後の土地及び施設の有存在として、地形改変等を実施し建設された建築物その他の附帯設備を有する。

別表第2 影響要因・環境要素関連表

影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用													
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	変更後の地形・樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出			
環境要素の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	○	○	○				○	○	○	○	○			
					騒音		○	○							○	○	○		○	○	
					振動		○	○							○	○	○		○	○	
					悪臭												○			○	
					風害									○							
			水環境	水質						○		○					○	○	○	○	
				水底の底質						○		○					○		○	○	
				地下水の水質及び水位				○									○		○	○	
				水象								○	○				○				
				土壌環境・その他	地形・地質				○				○	○							
					地盤(地盤沈下)				○					○				○			
					土壌(土壌汚染)				○											○	○
			日照障害									○									
			電波障害	電波障害									○	○							
				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)								○	○				○			
陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)		○			○					○	○		○	○	○						
水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)							○		○	○				○							
生態系(地域を特徴づける生態系)									○	○				○							
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)								○	○	○										
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)		○	○					○	○	○	○	○	○							
	文化財等				○	○			○	○											
環境への負荷の程度に及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物						○					○		○	○					
		副産物(残土)						○													
温室効果ガス等												○		○	○						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		○*	○*	○*		○*	○*					○*			○*					

- 備考 1 ○印は、環境要素の区分の各項に掲げる環境要素が、影響要因の区分の各欄に掲げる影響要因により環境影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- 2 この表において「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第3 参考手法

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

参考項目	調査及び予測の手法
大気質	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 大気汚染物質の濃度の状況</p> <p>イ 大気汚染に係る環境基準項目</p> <p>ロ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく規制対象物質及び指定物質</p> <p>ハ 粉じん等の状況</p> <p>ニ その他必要と認められるもの</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>① 地上気象(風向、風速、気温、湿度、大気安定度等)</p> <p>② 上層気象(風向、風速、気温等)</p> <p>ロ 土地利用の状況、大規模発生源の状況その他必要と認められるもの</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 大気汚染物質の拡散特性を踏まえ、大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 大気汚染物質の拡散特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 大気汚染物質の拡散特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 大気拡散モデルによる理論計算、風洞模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、大気汚染物質の拡散特性を踏まえ、大気汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 大気汚染物質の拡散特性を踏まえ、予測地域における大気汚染物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>(1) 工事の実施においては、大気汚染物質に係る環境影響が最大になる時期</p> <p>(2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び大気質に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
騒音	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 騒音の状況</p> <p>イ 環境騒音</p> <p>ロ 道路交通騒音、工場・事業場騒音、鉄道騒音、航空機騒音その他必要と認められるもの</p> <p>ハ 低周波音</p>

	<p>(2) その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 土地利用の状況 ロ 地表面の状況、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況その他必要と認められるもの <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 音の伝搬理論に基づく予測式による理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の実施においては、騒音に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期
振 動	<p>1 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 イ 環境振動 ロ 道路交通振動、工場・事業場振動、鉄道振動その他必要と認められるもの (2) その他の情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 土地利用の状況 ロ 地盤及び土質の状況、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況その他必要と認められるもの <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 振動の伝搬理論に基づく計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあ</p>

	<p>ると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、振動に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>悪 臭</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 悪臭の状況 イ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく特定悪臭物質の濃度 ロ 臭気指数（臭気濃度） ハ 臭気強度 ニ その他必要と認められるもの (2) その他の情報 イ 気象の状況 地上気象（風向、風速、気温、湿度、大気安定度等） ロ 土地利用の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 大気拡散モデルによる理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、悪臭に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び悪臭に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>風 害</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 風の流れの状況 ① 地表の風向及び風速 ② 計画地周辺の強風の発生状況（発生場所、時期、風向、風速等）</p>

	<p>③ 上層風の風向、風速その他必要と認められるもの</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形、工作物等の状況</p> <p>① 土地の起伏及び傾斜</p> <p>② 工作物の規模、位置及び構造</p> <p>2 調査の基本的手法</p> <p>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周囲の地域</p> <p>4 調査期間等</p> <p>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における風害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間及び時期（必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように期間を設定する。）</p> <p>5 予測の基本的手法</p> <p>風害の理論式による計算、模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>6 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点</p> <p>土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、予測地域における風害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等</p> <p>土地又は工作物の存在における風害に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
水 質	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報</p> <p>イ 水質汚濁物質の濃度の状況</p> <p>① 水質汚濁に係る環境基準項目</p> <p>② 排水基準項目</p> <p>③ 水質汚濁に係る要監視項目</p> <p>④ 水道水質基準項目</p> <p>⑤ 水質管理目標設定項目</p> <p>⑥ 農薬、塩分、塩化物イオンその他必要と認められるもの</p> <p>ロ 水温、透視度又は透明度、色相、濁度、電気伝導度その他必要と認められるものの状況</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>地上気象（気温、降水量、日照時間又は日射量等）</p> <p>ロ 水象の状況</p> <p>① 河川の水象（流量、流速、流達時間、河床形状、感潮域の範囲、水系等）</p> <p>② 湖沼及び貯水池の水象（水位、貯水量、湖流、流出入水量、滞留時間、鉛直安定度、湖盆形状等）</p> <p>③ 海域の水象（潮位、潮流・沿岸流、河川流入量・交流量、鉛直安定度、拡散係数、海域形状、海底地形等）</p> <p>ハ 土質の状況</p>

	<p>ニ 水の利用の状況、大規模発生源の状況その他必要と認められるものの状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域又は水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえ、水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周囲の地域で当該地域の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域又は水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域又は水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように期間を設定する。）</p> <p>6 予測の基本的手法 数理モデルによる数値計算、水理模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域又は水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえ、水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域又は水域の特性及び水質の変化の特性を踏まえ、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、水質に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態になる時期及び水質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>水底の底質</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 水底の底質の有害物質等含有量、性状及び状況 ① 水質汚濁に係る環境基準項目 ② 排水基準項目 ③ 水質汚濁に係る要監視項目 ④ 水底土砂に係る判定基準項目 ⑤ 硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成その他必要と認められるものの状況 (2) その他の情報 イ 下水道終末処理場及び工場・事業所の分布 ロ 河川、湖沼又は海域の流況の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域又は水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえ、水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域又は水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

	<p>5 調査期間等 流域又は水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域又は水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえ、水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域又は水域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえ、予測地域における水底の底質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、水底の底質に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態になる時期及び水底の底質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
地下水の水質及び水位	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 イ 地下水の水質の状況 ① 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目 ② 排水基準項目 ③ 水質汚濁に係る要監視項目 ④ 水道水質基準項目 ⑤ 水質管理目標設定項目 ⑥ 塩分又は塩化物イオン、水温、透視度又は透明度、色相、濁度、電気伝導度その他必要と認められるものの状況 ロ 地下水の水位の状況 ① 地下水の水位 ② 地下水の賦存状態及び賦存量 ③ 地下水の流動状況 ④ 地下水の涵養量 ハ 湧水の状況 ① 湧水の水質 ② 湧水の分布 ③ 湧水量その他必要と認められるものの状況 (2) その他の情報 イ 地下水の利用の状況（揚水量等） ロ 地質の状況 ① 地質区分及び分布状況 ② 地質構造 ハ 河川の水位及び流量の状況その他必要と認められるものの状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質及び水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

	<p>5 調査期間等 調査地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように期間を設定する。）</p> <p>6 予測の基本的手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質及び水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 予測地域における地下水の水質及び水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、地下水の水質及び水位に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び地下水に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>水 象</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 河川、湖沼又は海域の状況</p> <p>① 河川の状況 河川の位置、規模、流域、断面構造等 河川の流量及び流域の雨水等の流出・浸透の状況</p> <p>② 湖沼の状況 湖沼の位置、面積、水深、流域等 湖沼の水位、貯水量、流入出量、滞留日数等 流域の雨水等の流出・浸透の状況</p> <p>③ 海域の状況 海域形状、海底地形、潮位、潮流・沿岸流、流入河川の状況等 鉛直安定度、拡散係数等</p> <p>(2) その他の情報 イ 水利用の状況 ① 利水の状況 上下水道、農業用水、工業用水等の取水位置、用途、規模等 ② 水面の利用の状況 漁業権の状況（設定位置、季節、漁獲量、漁業組合の状況等） ロ 降水量等の気象の状況、地形・地質の状況、植生、土地利用の状況その他必要と認められるものの状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性を踏まえ、水象に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性を踏まえ、調査地域における河川の流量、湖沼の水位並びに海域の流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえ、調査地域における河川の流量、湖沼の水位並びに海域の流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ、適切かつ効</p>

	<p>果的に把握できる期間及び時期（水象の種類に応じ四季変化について考慮するものとし、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように期間を設定する。）</p> <p>6 予測の基本的手法 数値モデルによる理論計算、水理模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえ、河川の流量、湖沼の水位並びに海域の流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 予測地域における河川の流量、湖沼の水位並びに海域の流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、水象に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態になる時期及び水象に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地形・地質</p>	<p>1 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況 ① 地形の状況（地形の概観、地形分類、流域形状、水系、起伏量、傾斜等） ② 地質の状況（地質の概観、表層地質、地質構造、地質断面、化石等）</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>ハ 土地の安定性の状況 ① 崩壊、地滑り等に係る特殊地形の分布状況 ② 軟弱地盤帯の分布状況及び土質特性 ③ 漂砂及び流砂の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的手法 地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、地形及び地質に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態になる時期及び地形・地質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地 盤 (地盤沈下)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 地盤沈下の状況 ① 年間地盤沈下量</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ② 累積地盤沈下量 ③ 地盤沈下量の分布及び経年変化 (2) その他の情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 地盤の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 地形及び地質の状況 ② 土質の状況 ③ 軟弱地盤の状況 ロ 地下水の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 地下水の水位の状況 ② 地下水の揚水量の状況 ③ 地下水の賦存状態及び賦存量 ④ 地下水の流動状態 ⑤ 地下水の涵養量 2 調査の基本的な手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域 4 調査地点 調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 圧密沈下理論式、地下水流動モデルによる数値計算又は事例の引用若しくは解析 7 予測地域 調査地域のうち、地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の実施においては、地盤沈下に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態になる時期及び地盤に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限り。）等、環境影響を的確に把握できる時期
<p>土 壤 (土壌汚染)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 土壌汚染物質の濃度の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 土壌環境基準項目 ② 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質 ③ 亜鉛、銅、pHその他必要と認められるもの 2 調査の基本的な手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域 4 調査地点 調査地域における土壌汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 調査地域における土壌汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析

	<p>7 予測地域 調査地域のうち、土壤汚染物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、土壤汚染物質に係る環境影響が最大になる時期 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び土壤汚染に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
日照障害	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 日影時間及び日影範囲 (2) その他の情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形及び工作物の状況 ① 土地の起伏及び傾斜 ② 工作物の規模、位置及び構造</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ、適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>5 予測の基本的手法 等時間日影図等の作成、模型実験又は事例の引用若しくは解析</p> <p>6 予測地域 調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等 土地又は工作物の存在における日照障害に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p>
電波障害	<p>1 調査すべき情報 (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 電波の受信の状況 (2) その他の情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形、工作物等の状況 ① 土地の起伏及び傾斜 ② 工作物の規模、位置及び構造</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周囲の地域</p>

- | | |
|---|--|
| <p>4 調査期間等
土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>5 予測の基本的手法
電波障害の理論式による計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>6 予測地域
調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>7 予測地点
土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>8 予測対象時期等
土地又は工作物の存在及び供用における電波障害に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期</p> | |
|---|--|

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

参考項目	調査及び予測の手法
陸生植物 (重要な種及び群落)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 種子植物、シダ植物及びその他の陸生植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>① 生育種及び分布状況</p> <p>② 現存植生の種類、種組成、構造、分布状況及び遷移状況</p> <p>③ 植生自然度及び潜在自然植生</p> <p>④ 重要な種及び群落の分布及び生育の状況</p> <p>(2) その他の情報 重要な種及び群落の生育環境の状況</p> <p>① 標高、傾斜方位等の土地条件</p> <p>② 地形、地質、土壌（土質）、水象等の状況</p> <p>③ 気温、日照、風向、風速等の微気象の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（現地調査は、植物相については現地踏査及び聞き取りによる調査、植生については植物社会学的調査方法等による現地調査を行うものとする。）</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域で、事業の実施が陸生植物及びその生育環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（陸生植物の種類に応じ、その生育状況及び四季変化について考慮するものとする。）</p> <p>6 予測の基本的手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用において、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
陸生動物 (重要な種及び注目すべき生息地)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類及びその他の主な動物に係る動物相の状況</p> <p>① 種類、分布状況及び個体数</p> <p>② 重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布状況</p> <p>(2) その他の情報 重要な種の生息環境の状況</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 標高、傾斜方位等の土地条件 ② 地形、地質、土壌（土質）、水象等の状況 ③ 気温、日照、風向、風速等の微気象の状況 2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（現地調査は任意観察調査及び聞き取り調査のほか、陸生動物の種類に応じ、フィールドサイン法、センサス法、トラップ法、コドラート法、標識再捕獲法、任意採取法等のうちの適切な方法を選択し、又は組み合わせで行うものとする。） 3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域で、事業の実施が陸生動物及びその生息環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（陸生動物の種類に応じ、その生息状況及び四季変化について考慮するものとする。さらに繁殖状況確認等の詳細な調査が必要な場合にあっては、継続的に調査を実施するものとする。） 6 予測の基本的手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測対象時期等 工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用において、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
水生生物 （重要な種及び群落並びに注目すべき生息地）	<ul style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 水生植物の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 海藻、海草、水草等に係る植物相及び植生の状況 植物相の種類及び現存量 植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況 ② 付着藻類及び植物性プランクトンに係る植物相及び植生の状況 種組成及び現存量 ③ 重要な種及び群落の分布及び生育の状況 ロ 水生動物の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 遊泳動物に係る動物相の状況 種類、現存量及び分布状況 ② 底生動物及び付着動物に係る動物相の状況 種類、現存量及び分布状況 ③ 浮遊動物に係る動物相の状況 魚卵及び稚仔魚の種類及び現存量 動物性プランクトンの種類、現存量及び優占種 ④ 重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布状況 (2) その他の情報 重要な種の生息環境又は生育環境の状況

	<p>① 河川、湖沼及び海域の水象、水質、底質等の状況</p> <p>② 干潟、藻場、魚礁等の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（現地調査は任意観察調査及び聞き取り調査のほか、水生生物の種類に応じ、陸生植物に準じる方法、各種漁具による捕獲調査、標識再捕獲法、コドラート法、各種採泥器等による採取調査、ネット採取法若しくは採水調査又はこれらと同等以上の精度が得られる方法により行うものとする。）</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域で、事業の実施により水生生物及びその生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水生生物の生息又は生育の特性を踏まえ、調査地域における水生動物の重要な種及び注目すべき生息地並びに水生植物の重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じて適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 水生生物の生息又は生育の特性を踏まえ、調査地域における水生動物の重要な種及び注目すべき生息地並びに水生植物の重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（水生生物の種類に応じ、その生息状況又は生育状況及び四季変化について考慮するものとする。）</p> <p>6 予測の基本的手法 水生動物の重要な種及び注目すべき生息地並びに水生植物の重要な種及び群落について、分布又は生息環境若しくは生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、水生生物の生息又は生育の特性を踏まえ、水生動物の重要な種及び注目すべき生息地並びに水生植物の重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用において、水生生物の生息又は生育の特性を踏まえて水生動物の重要な種及び注目すべき生息地並びに水生植物の重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>生態系 (地域を特徴づける生態系)</p>	<p>1 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 イ 生態系の種類、構造、分布状況及び遷移状況 ロ 地域を特徴づける生態系の分布及びそれを構成する複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域で、事業の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における</p>

注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（動植物その他の自然環境の特性及び四季変化について考慮するものとする。）

6 予測の基本的手法

地域を特徴づける生態系の構造を明らかにした上で、その中の注目種等について、食物連鎖上の位置、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析

7 予測地域

調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

8 予測対象時期等

土地又は工作物の存在及び供用において、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

参考項目	調査及び予測の手法
景 観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 イ 主要な眺望点の状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 主要な眺望点の位置及び分布状況 ② 主要な眺望点の眺望領域 ロ 景観資源の状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 主要な景観資源の構成要素 ② 地域の景観資源の特性 ③ 特筆すべき景観資源の分布状況及び構成要素 ④ 特筆すべき景観資源の価値の程度及び内容 ハ 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的手法 <ul style="list-style-type: none"> 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（景観の四季変化について考慮するものとする。） 6 予測の基本的手法 <ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予定図、フォトモンタージュ法その他視覚的な表現方法 7 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 土地又は工作物の存在において、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
人と自然との触れ合いの活動の場 (主要な人と自然との触れ合いの活動)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 <ul style="list-style-type: none"> 種類、位置及び規模 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的手法 <ul style="list-style-type: none"> 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及

<p>の場)</p>	<p>び解析</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域</p> <p>4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を年間を通じ適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯（四季変化について考慮するものとする。）</p> <p>6 予測の基本的手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等 工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用において、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>文化財等</p>	<p>1 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報</p> <p>イ 有形文化財、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及び伝統的建造物群並びにこれらに準ずるもの（以下「史跡等」という。）の状況</p> <p>① 史跡等の種類及び指定区分</p> <p>② 史跡等の位置及び分布状況</p> <p>ロ 埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所（以下「埋蔵文化財包蔵地等」という。）の状況 埋蔵文化財包蔵地等の内容、位置及び分布状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及びその周囲の区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p> <p>6 予測の基本的手法 史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を受ける</p>

おそれがあると認められる地域

8 予測対象時期等

工事の実施及び土地又は工作物の存在において、史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を的確に把握できる時期

4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

参考項目	調査及び予測の手法
廃棄物	<ol style="list-style-type: none">1 予測の基本的手法 事業の実施及び土地又は工作物の供用に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握2 予測地域 事業実施区域3 予測対象時期等 (1) 工事の実施においては、工事の期間 (2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期
副産物 (残土)	<ol style="list-style-type: none">1 予測の基本的手法 事業の実施に伴い発生する土砂等のうち区域外へ搬出するもの（以下「残土」という。）の発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握2 予測地域 事業実施区域3 予測対象時期等 工事の期間
温室効果 ガス等	<ol style="list-style-type: none">1 予測の基本的手法 土地又は工作物の供用に伴い発生する温室効果ガス等の排出の状況の把握2 予測地域 事業実施区域3 予測対象時期等 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期及び温室効果ガスに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）等、環境影響を的確に把握できる時期

5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

参考項目	調査及び予測の手法
放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 粉じん等の状況</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的手法</p> <p>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>(1) 工事の実施においては、放射線に係る環境影響が最大になる時期</p> <p>(2) 土地又は工作物の供用においては、定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期</p>
放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>(2) その他の情報</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>ロ 水象の状況 (流量、流速等)</p> <p>ハ 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的手法</p> <p>現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

	<p>4 調査地点 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 工事の実施における放射線に係る環境影響が最大になる時期</p>
放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	<p>1 予測の基本的手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事の実施における工事の期間</p>

- 備考 1 この表において「重要な地形及び地質」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 2 この表において「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ、学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要であるものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 7 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭